

大阪狭山市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年(2020年)12月23日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

上谷元忠

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象事務

大阪狭山市が大阪狭山市文化会館の施設管理を行わせている公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団に対して支出した文化会館指定管理料に係る出納その他の事務を対象とした。

2 対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

(必要に応じて令和元年度を含む。)

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、大阪狭山市文化会館の施設管理に係る出納その他の事務の執行が当該指定管理の目的に沿って適正に行われているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等や担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施するとともに現金の出納事務や備品管理事務等については実査を行った。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市文化会館内及び大阪狭山市役所庁舎内において、令和2年11月6日から令和2年11月25日まで実施した。

第6 監査の結果

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者 公益財団法人 大阪狭山市文化振興事業団

(2) 代表者名 理事長 指吸 明彦

(3) 所在地 大阪狭山市狭山一丁目875番地の1

(4) 設立年月日 平成5年11月1日

(5) 基本財産 300,150,000円

(6) 役員及び職員

・理事 10名

[内訳] 代表理事（理事長） 1人、代表理事（副理事長） 1人
業務執行理事（常務理事） 1人、理事 7人

- ・ 監事 2人
- ・ 評議員 6人
- ・ 職員 17人

[内訳] 職員 7人、非常勤職員 3人、雇員 1人、派遣雇員 6人

(7) 設置目的

市民に優れた文化芸術を提供し、その振興を図るとともに市民が自ら行う文化芸術活動を支援することにより、潤いと活力に満ちた市民生活の充実と創造性豊かな地域文化の展開に寄与することを目的とする。

(8) 業務内容

ア 公益目的事業

- ・ 市民に優れた文化芸術に触れる機会を提供する事業
- ・ 市民の自主的な文化芸術活動を支援及び育成する事業
- ・ 文化芸術に関する情報の収集及び提供事業
- ・ 文化芸術の振興に関する調査研究事業
- ・ 文化施設の管理運営事業
- ・ その他公益目的を達成するために必要な事業

イ 収益事業等

- ・ 地域の文化芸術の発展に資する事業

2 指定管理施設の概要

(1) 施設の名称 大阪狭山市文化会館

(2) 開設年月日 平成6年11月1日

(3) 設置目的

市民に優れた文化・芸術に触れる機会を提供し、市民自らの文化活動の展開によって、文化の創造及び振興を図ることを目的として、大阪狭山市文化会館を設置する。

(4) 指定管理料 190,846,000円（令和2年度）

(5) 協定期間 令和元年4月1日から令和6年3月31日まで

(6) 指定管理業務の範囲

ア 文化会館の施設及び維持管理に関する業務

イ 文化会館の使用の許可に関する業務

ウ 市民の文化の創造及び振興のため実施する事業に関する業務

エ 大阪狭山市が必要と認める業務

(7) 所管部局 市民生活部 市民協働推進グループ

2 監査の結果と意見

公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の文化会館指定管理料に係る出納その他の

事務は当該指定管理の目的に沿って概ね適正に行われているものと認められた。

しかし、指定管理業務の一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定によりその旨通知されたい。

[指摘事項]

大阪狭山市所有の備品一覧から種類の異なる備品5点を選択し、物品の管理状況を大阪狭山市文化会館内で実査したところ、冷蔵庫3台が備品一覧の記録と一致しなかった。

今後は備品の記録に誤りがないように事務処理を改められたい。